【支給日数の考え方】

１.週５日勤務の場合

①　勤務状況毎の支給･不支給判定

勤務状況	支給対象とするか
出　勤	**支給対象としない**
非番日	**支給対象としない**
週休日	**支給対象としない**
祝　日	非番日・週休日と重なっているかで異なる 重なっている……**支給対象としない** 重なっていない…**支給対象とする**
全日の休み(※１)	**支給対象とする**
時間単位の休み(※２)	**支給対象としない**

※１　欠勤、病気休暇、休職などの休みの種類は問わず、**私傷病が原因**であればよい。

※２　欠勤、年次有給休暇、計画年休、病気休暇、休職などの休みの種類や前･中･後○時間の別は問わず、**支給対象とはならない。**

② 勤務状況別の支給日数の数え方

支給対象　支給対象外

勤務状況	支給日数	数え方の図解						
		1日	2日	3日	4日	5日		
非番日・週休日が連続している場合	5日	全日の休み	全日の休み	全日の休み	全日の休み	全日の休み	非番	週休
		1日	2日		3日	4日	5日	
非番日・週休日が飛び石の場合（祝日含む）	5日	祝日	全日の休み	非番	全日の休み	全日の休み	全日の休み	週休
				1日	2日			
体調不良で時間給を取得している場合	2日	時間単位の休み（前）	時間単位の休み（中）	全日の休み	全日の休み	時間単位の休み（後）	非番	週休
		1日	2日	3日		4日	5日	
非番日・週休日と祝日が重なっている場合	5日	全日の休み	全日の休み	全日の休み	非番/祝日	祝日	祝日	週休/祝日

２.週４日以下勤務の場合

①　勤務状況毎の支給･不支給判定

<table>
<tr><th>勤務状況</th><th colspan="3">支給対象とするか</th></tr>
<tr><td>出　勤</td><td colspan="3">支給対象としない</td></tr>
<tr><td rowspan="4">非番日</td><td colspan="3">下表とおり条件によって異なる</td></tr>
<tr><td colspan="2">週５日勤務の土曜日に相当する非番日(※３)</td><td>支給対象としない</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上記以外の非番日で前日が
(前日が非番日・週休日の場合は更に前日)</td><td>出勤、時間単位の休みで前又は中〇時間</td><td>支給対象としない</td></tr>
<tr><td>祝日、全日の休み、
時間単位の休みで後〇時間</td><td>支給対象とする</td></tr>
<tr><td>週休日</td><td colspan="3">支給対象としない</td></tr>
<tr><td>祝　日</td><td colspan="3">非番日・週休日と重なっているかで異なる
重なっている……支給対象としない
重なっていない…支給対象とする</td></tr>
<tr><td>全日の休み(※１)</td><td colspan="3">支給対象とする</td></tr>
<tr><td>時間単位の休み(※２)</td><td colspan="3">支給対象としない</td></tr>
</table>

※１　欠勤、病気休暇、休職などの休みの種類は問わず、**私傷病が原因**であればよい。

※２　欠勤、年次有給休暇、計画年休、病気休暇、休職などの休みの種類や前･中･後〇時間の別は問わず、**支給対象とはならない。**

※３　国共法は週５日勤務を前提に作られているので、週４日以下で同一週に複数の非番日がある場合は、土曜相当以外の非番日は支給対象となる。

② 週４日以下勤務の支給日数例

支給対象　支給対象外

勤務状況	支給日数	数え方の図解						
		１日	２日	３日	４日	５日		
非番日・週休日が連続している場合	５日	全日の休み	全日の休み	全日の休み	全日の休み	非番（土曜以外）	非番（土曜相当）	週休
		１日	２日	３日	４日		５日	
非番日・週休日が飛び石の場合（祝日含む）	５日	祝日	全日の休み	非番（土曜以外）	全日の休み	非番（土曜相当）	全日の休み	週休
				１日	２日			
体調不良で時間給を取得している場合	２日	時間単位の休み（前）	時間単位の休み（中）	全日の休み	非番（土曜以外）	時間単位の休み（後）	非番（土曜相当）	週休
		１日	２日	３日	４日	５日		
非番日・週休日と祝日が重なっている場合	５日	全日の休み	全日の休み	全日の休み	全日の休み	非番/祝日（土曜以外）	非番/祝日（土曜相当）	週休/祝日

支給対象　支給対象外

勤務状況	支給日数	数え方の図解						
		1日			2日			
非番日の前日に出勤している場合	2日	全日の休み	出勤	非番（土曜以外）	全日の休み	出勤	非番（土曜相当）	週休
		1日	2日	3日	4日	5日		
非番日の前日が全日の休みや祝日の場合	5日	全日の休み	非番（土曜以外）	祝日	非番（土曜以外）	全日の休み	非番（土曜相当）	週休
		1日			2日			
非番日の前日が中〇時間の時間給の場合	2日	全日の休み	時間単位の休み（前・中）	非番（土曜以外）	全日の休み	時間単位の休み（前・中）	非番（土曜相当）	週休
		1日		2日	3日			
非番日の前日が後〇時間の時間給の場合	3日	全日の休み	時間単位の休み（後）	非番（土曜以外）	全日の休み	時間単位の休み（後）	非番（土曜相当）	週休

③　勤務指定が４週単位であることを理由とした、月の最終週の支給日数の調整

○勤務指定

指定期間	土曜日相当の非番日 *表記：土非*	それ以外の非番日 *表記：非*	週休日 *表記：週休*
7/30まで	日曜日	土曜日	金曜日
7/31から	月曜日	火曜日	水曜日

例）2023/7～2023/8						7/1（土）非
7/2（日）土非	7/3（月）	7/4（火）	7/5（水）	7/6（木）	7/7（金）週休	7/8（土）非
7/9（日）土非	7/10（月）	7/11（火）	7/12（水）	7/13（木）	7/14（金）週休	7/15（土）非
7/16（日）土非	7/17（月）	7/18（火）	7/19（水）	7/20（木）	7/21（金）週休	7/22（土）非
7/23（日）土非	7/24（月）	7/25（火）	7/26（水）	7/27（木）	7/28（金）週休	7/29（土）非
7/30（日）土非	7/31（月）土非	8/1（火）非	8/2（水）週休	8/3（木）	8/4（金）	8/5（土）

7/30から新たな勤務指定となったことにより、7/30、31は土曜日相当の非番日が連続している。

この場合、7月の傷病手当金では7/30、31は**支給対象外**で、8月の傷病手当金では最初の週は土曜日相当の非番日がない状態になる。

8月の傷病手当金で、最初の週に非番日が8/1の１日しかないからと言って、8/1を土曜日相当にすると、その週の土曜日相当の非番日が３日になり、支給日が本来より少なくなってしまうので、前月の支給対象日数や出勤簿等を確認し、日数を調整すること。